

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法」が成立し、公布・施行されました。この法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給します。

■対象者 次の①または②に該当する方で、現在生存されている方
①昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方(母体保護のみを理由として手術を受けた方は除く)
②①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方(母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものではないことが明らかな手術などを受けた方を除く)

※対象とならない場合もあります。詳細はお問い合わせください。

■一時金の額 320万円(一律)

■請求方法 提出先窓口に必要な書類を直接提出または郵送
※請求書や添付書類(診断書・領収書)の様式は、こども家庭庁のホームページに掲載しているほか、県のホームページや窓口などでも入手できます。

■請求期限 4月23日(火)

■提出・問い合わせ先

県旧優生保護法関係相談窓口
☎028(623)3064
(土日・祝日・年末年始を除く
午前9時～午後5時)
宇都宮市埴田1-1-20
栃木県庁本館5階
保健福祉部こども政策課
(母子保健担当)内

リトルベビー写真展

栃木県リトルベビーサークル『にちにちららん』協力のもと、リトルベビー写真展を開催します。

早産などで小さく生まれた赤ちゃんやご家族の想いを知っていただく機会になればと思います。

■日時 3月21日(木) 午後1時～29日(金) 午後1時

※平日の開庁時間内のみ。

■場所

市役所1階市民ロビー南側



相 談

育児・母乳・栄養相談

お子さまの成長・発達や、授乳・離乳食に関する相談をお受けします。

■日時 3月18日(月)

午前9時30分～11時

※45分刻みでの予約制です。

■場所 ゆうゆう館

■相談員

保健師、助産師、管理栄養士

■持ち物 母子健康手帳、案内状(乳幼児健診でもらった方)

■申込期限 3月14日(木)



子育て巡回相談

子育て支援センターつくし

■日時 3月13日(水)

午前9時～11時

■場所 子育て支援センターつくし(ゆうゆう館内)

■相談員 公認心理師、保育士

子育て支援センターみるく

■日時 3月25日(月)

午前9時～11時

■場所 子育て支援センターみるく(わかば保育園内)

※「みるく」を初めて利用する方は、名札代200円がかかります(キャッシュレス決済のみ可)。

■相談員 臨床心理士、保育士

個別心理相談

育児をする中で精神的に不安定になってしまった、育児が辛い、子どもの発達について心配があるなど、妊娠、出産、乳幼児の子育てに不安や心配がある方の相談をお受けします。

■日時(要予約)

①3月13日(水)

午前9時～10時、

午前10時30分～11時30分

②3月21日(木)

午後1時30分～2時30分、

午後3時～4時

■場所 市役所相談室

■相談員

公認心理師、臨床心理士

■申込期限

①3月11日(月)

②3月18日(月)